

放課後児童クラブの質の確保を求める意見書

放課後児童クラブでは、就労により保護者が昼間いない子どもを対象として、放課後等に学校の余裕教室や専用施設等で安全に安心して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものである。女性の就労拡大等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、子どもが安全に安心して放課後を過ごせる放課後児童クラブのニーズはますます高まっており、放課後児童クラブの質の確保を図っていくことが必要である。

焼津市では、平成9年度に焼津市児童育成計画（焼津版エンゼルプラン）に放課後児童クラブを位置づけ全小学校区への設置を促進してきた。それ以前は市内に2クラブのみであったが、大井川町と合併した平成21年度には14クラブ児童数604人へと増加した。

国においては、放課後児童クラブの質を確保する観点から平成26年4月30日に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）を策定し、利用する児童は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するとした。このことから焼津市も大規模化を解消し、1つの小学校区に複数の児童クラブへと分け、平成29年度には21クラブ（26支援の単位）957人となり、平成21年度と比較して児童数は1.6倍も増え、また焼津市は働く保護者の声を受け2年前からは夏季限定も開設している。このような量的確保を充実させるとともに、児童の安全確保には児童を見守る職員体制の確保が必要である。それゆえ突発的な事故等が生じた場合に対応する職員のほか、それ以外の児童に対応する者が必要となる等の理由から、職員を複数配置することとしている。

今後も基準省令の趣旨を十分に踏まえるとともに、放課後児童クラブでは、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時に、かつ継続的に育成を行う必要があることや、安全面での管理が必要であること等から、専門職である放課後児童支援員の適正な配置が必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員が適正に配置されるよう、基準省令策定時の趣旨を十分に踏まえ、原則40人の児童に対して2人以上の職員を配置するとした全国的な一定水準の質を確保する取組を進めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月25日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

様